

令和2年度公益社団法人千葉県柔道整復師会事業報告書

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行った。

1、柔道整復術の医学的研究及び普及啓発活動事業

伝統医療としての柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開することで、柔道整復師の技能向上のみならず柔道整復師の施術を受ける一般県民の健康保持に寄与するとともに、科学、医学の進歩に伴った最新の知識・技術の研鑽や調査研究を推進し、これらの成果の普及を図って、柔道整復学及び柔道整復術の発展に努める。

- (1) 公益事業としての学術講演会・学術研究発表会
新型コロナウイルス感染防止対策により中止とした。
- (2) 関東学術大会へ協力し、柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開した。
第42回関東学術大会群馬大会
新型コロナウイルス感染防止対策により令和4年3月21日（月）に延期された。
- (3) 日本柔道整復接骨医学会へ協力し、柔道整復学の構築を推進した。
第29回日本柔道整復接骨医学会WEB開催 令和3年1月30日（土）
 令和3年1月31日（日）
- (4) 広報誌及びホームページを通じて、柔道整復術の普及啓発に努めた。
千葉県柔道整復師会ホームページの更新及び機能向上
公益情報誌「ニワトコ」Vol.8の発刊は公益事業の多くが中止となり休刊とした。

2、柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業

- (1) 会員の生涯学習と合わせ、公益事業として県民公開講演会の開催
新型コロナウイルス感染防止対策により中止とした。
- (2) 生涯学習及びボランティア活動の実施を推進した。
(公社)日本柔道整復師会 生涯学習及びボランティア活動単位報告
- (3) (公財)柔道整復研修試験財団に協力した。

3、保険制度達成への協力に関する事業

適切な接骨院・整骨院での受療を通じて県民の健康福祉の向上に努めるため、受領委任協定に基づく制度への協力及び指導を行うとともに、会員及び保険者双方の窓口としての機能を果たす。

- (1) 受領委任制度を維持運営した。
- (2) 各種審査会に審査員を派遣した。

国民健康保険柔道整復施術療養費審査会
全国健康保険協会千葉支部柔道整復施術療養費審査会
千葉労災保険施術費審査会
県外国保・共済等施術療養費自主審査会

- (3) 新入会員保険業務指導講習会及び保険業務講習会を開催しZOOM配信した。
- | | |
|------------------|---------------|
| 新入会員保険指導講習会 | 令和3年 1月24日(日) |
| 保険集団指導講習会 | 令和3年 2月14日(日) |
| 「保険部長講習」 | |
| 「Q&Aによる疑義解釈Ⅲ」 | 千葉県柔道整復師会 保険部 |
| 「損保ジャパンよりのビデオ紹介」 | |

- (4) 県民相談窓口を運営した。
保険相談日の開催(毎月)

4、県民の医療、保健、福祉及び健康保持に関する事業

各種スポーツや柔道を通じて、県民の健康保持、体位の向上及び強い身体作りに寄与するとともに、青少年に目標に向かって一生懸命取り組む事の大切さや礼儀・規律を学ばせることにより、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図る。

- (1) 青少年の心身の健全育成をめざし少年柔道大会の開催
第10回千葉県柔道整復師会杯争奪千葉県少年柔道大会
新型コロナウイルス感染防止対策により中止とした。
- (2) 日整全国少年柔道大会へ選手、役員の派遣
新型コロナウイルス感染防止対策により中止された。

5、高齢者の福祉に関する事業

介護予防事業の指導者である「介護予防・機能訓練指導員」として、高齢者の福祉の増進を目的として、高齢者対策事業の実施主体である市町村を支援する。

- (1) 介護予防事業等への支援を行った。
- (2) 介護予防・機能訓練指導員の指導育成を行った。

6、柔道整復術を生かした災害時等における救護活動に関する事業

千葉県及び市町村との「災害時における応急救護活動についての協定」等に基づき、災害等の発生時には被災者の応急救護活動を行い、平時には千葉県の九都県市防災訓練(年1回)や市町村の災害対策訓練等に参加する。また、救護活動において必要となる衛生材料の備蓄を行うとともに、事前の教育訓練を行う。

- (1) 災害時における応急救護活動体制を整える。

(2) 救命講習の開催

新型コロナウイルス感染防止対策により中止とした。

(3) 九都県市合同防災訓練及び市町村防災訓練に要員の派遣

第40回九都県市合同防災訓練

新型コロナウイルス感染防止対策により縮小開催となった。

(4) 成田空港航空機事故消火救難総合訓練に要員を派遣した。

令和2年度航空機事故消火救難総合訓練

令和2年10月29日(木) 成田市

7、会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

(1) 千葉県柔道整復師会互助会を運営した。

(2) 日整・関東ブロック会事業に協力し各県相互の連絡協調を図った。

関東ブロック会 理事会・総会

中止

日整通常総会

中止

第36回関東ゴルフ大会

中止

第45回日整ゴルフ大会

中止

関東・東京ブロック連絡会議

中止

(3) 関東ブロック会グループ保険、日整柔道整復師賠償責任保険、所得補償保険、団体定期保険等を拡充推進した。

(4) 千葉県柔道整復師協同組合に協力した。

(5) 機関紙「友愛ちば」第10号を発刊した。

8、本会の所有する会館に関する事業

千葉県柔道整復師会会館使用規定に基づき使用料収入を図った。

9、その他本会の目的を達成するために必要な事業

所有する不動産にて駐車場経営を行った。